



地域観光魅力向上事業

地域観光魅力向上事業説明会

令和7年2月14日

観光庁／地域観光魅力向上事業事務局

1. 地域観光魅力向上事業概要

2. 本事業の流れ

3. 補助対象事業者及び補助内容

4. 伴走支援等について

5. 申請手続及び採択事業者の選定

1. 地域観光魅力向上事業概要

1. 地域観光魅力向上事業概要

事業目的・背景・課題

- 三大都市圏への需要の偏在が深刻化。全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成を更に進め、来訪目的の創出が必要。**
(国内外の観光客の地方誘客を促進するため、本事業では、インバウンドに限らず国内観光客の地方誘客に資する観光コンテンツの造成を行うことができます。)
- 個人手配化・オンライン手配化への急激な転換といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援が必要。**

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

2. 本事業の流れ

(注) 一次公募（3月3日～4月18日）に関する本事業の流れとなります。予算の状況によっては、令和7年6月（予定）に二次公募を行う場合がありますが、なるべく一次公募期間に申請されることをお勧めします。

2. 本事業の流れ

一次公募の応募から精算までの流れは以下のとおりです。

本事業の流れ	スケジュール
① 公募	令和7年3月3日～4月18日
② 採択通知	令和7年5月下旬
③ 事業計画書及び交付申請書提出（※1）	令和7年6月10日まで
④ 交付決定（※2）	令和7年6月下旬～7月日途
⑤ 事業実施期間（事務局による伴走支援）（※3）	補助金交付決定後～令和8年2月28日
⑥ 完了実績報告及び精算書類提出	令和8年2月28日まで

（※1）事業計画書の提出時には、費用積算書の各経費につき、**原則として2者以上からの見積書が必要**となりますので、あらかじめご了承ください。

（※2）補助金交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。**補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外**となりますのでご注意ください。

（※3）事業実施期間中に、月次進捗報告書、中間報告書及び最終報告書並びに観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票の提出をいただきます。

3. 補助対象事業者及び補助内容

補助対象事業者の要件

- 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等であること。
- 地域の関係者と連携すること。

（注）観光コンテンツの造成経験は問いません。補助対象事業者が地方公共団体でない場合（観光協会等、地方公共団体の傘下にある組織を含む。）には、事業に係る全ての市区町村の同意を得る必要があります。

3. 補助内容：二つの類型

本事業には、「販売型」、「新創出型」の二類型があります。
(応募時に類型を選ぶ必要があります。)

販売型

- 本事業実施期間内に、造成した観光コンテンツを販売することを目的にした取組

新創出型

- 本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツ造成及び販路構築を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的にした取組 (本事業実施期間内に販売することも可能)

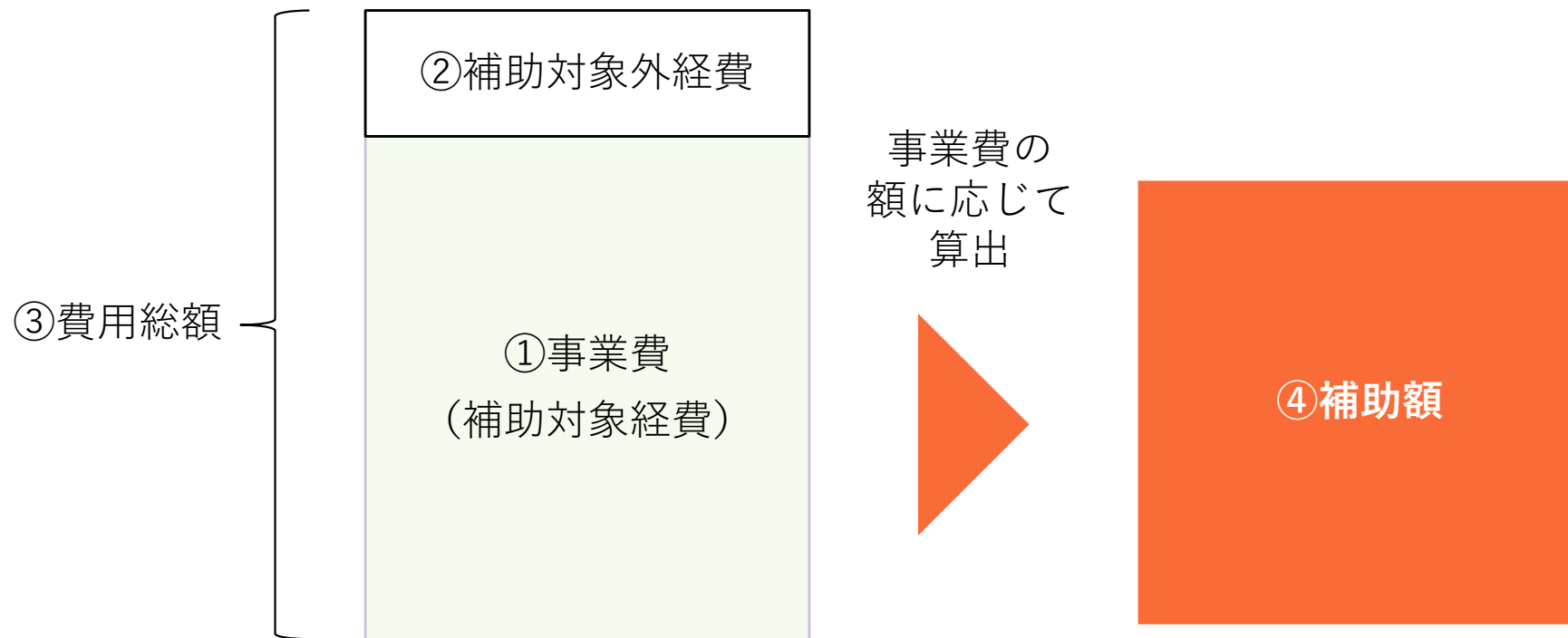
(注) 「販売型」、「新創出型」の重複応募はできません。選定委員会の審査結果によっては、応募時とは異なる類型にて採択となる場合があります。

3. 補助内容：類型に応じた補助要件

	販売型	新創出型
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で事業者が連携して、地域に根差し、継続的に実施するツアー・体験等の観光コンテンツを造成する取組であり、かつ地域の産業連携を通じて観光消費拡大を図る取組であること。 ● 観光コンテンツの販売及び継続的な提供を前提とした取組であること。 ● 本事業実施期間内に、観光コンテンツについて、観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 	
個別要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業実施期間内に、造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 ● 本事業実施期間内に、SNS等を活用して積極的に情報発信を行い、販路を構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業実施期間内に、観光コンテンツの販売を想定した運営体制を整備し、販路を構築すること。

3. 補助内容：補助対象経費

経費には、①事業費（補助対象経費）、②補助対象外経費、③費用総額があり、
①の額に応じて④補助額が決定します。



①事業費（補助対象経費）	補助対象となる経費（＝補助対象経費）の合計額
②補助対象外経費	補助対象外経費又は事業費上限を超過した金額分の経費
③費用総額	事業費と補助対象外経費の合計
④補助額	事務局から交付される金額。事業費の額に応じて算出される

3. 補助内容：補助額の考え方

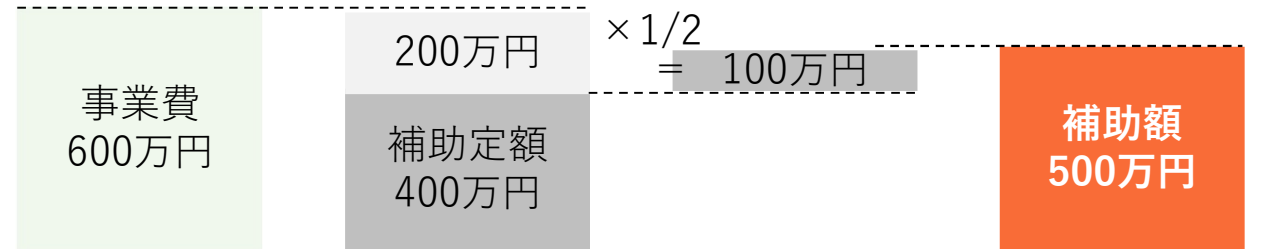
本事業は、事業費600万円以上の取組を補助対象としています。

(補助額は1,250万円が上限となります。)

例1：事業費600万円の場合

$$400\text{万円} + (600\text{万円} - 400\text{万円}) \div 2$$

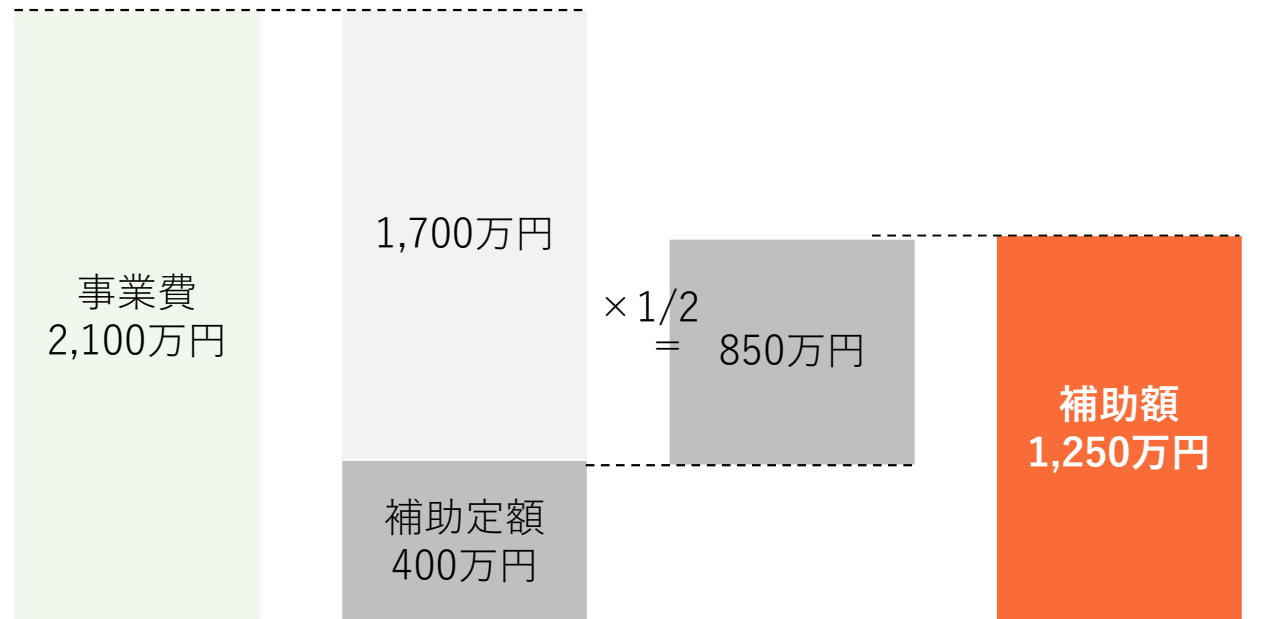
$$= \underline{500\text{万円}} \text{ (補助額)}$$



例2：事業費2,100万円の場合

$$400\text{万円} + (2,100\text{万円} - 400\text{万円}) \div 2$$

$$= \underline{1,250\text{万円}} \text{ (補助額)}$$



3. 補助内容：補助対象経費

経費の項目	対象経費	経費額割合要件	
		販売型	新創出型
①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発 ● ワークショップ、協議会等の開催 ● 専門家からの意見聴取 ● ガイドの育成、観光イベントの実施 ● 観光戦略の策定 ● 地域事業者等に対するセミナーの開催 ● 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ● 効果測定に必要な調査 等 	特になし	事業費の50%以上
②備品の購入・設備の導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等（真に必要不可欠なものに限る。） 	特になし	特になし
③販路基盤整備・プロモーションに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成 ● 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備・プロモーションに係る経費 ● 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 ● 外部商談会への参加に係る旅費 等 	特になし	特になし

以下の経費は補助対象とはなりません。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費 等

3. 補助内容：留意点

- **本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和8年2月28日まで**です。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、**遅くとも令和8年2月28日までに、完了実績報告書の提出**を済ませるようお願いいたします。
- **期間内に完了実績報告書を提出できず、補助事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがあります**のでご注意ください。
- 「補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費」については計上が認められません。

4. 伴走支援等について

本事業では、セミナー（動画）による**申請前支援**を実施します。

申請前支援 地域観光魅力向上事業スタートアップセッションの開催



観光分野の専門家によるセミナーにより、事業計画等のブラッシュアップにつながる情報を提供します。（後日、アーカイブ配信を行います。）

第1回

2025年2月28日（金）
14:00～15:00

観光コンテンツの販路開拓

岡本岳大氏

（株式会社wondertrunk & co.）

第2回

2025年2月28日（金）
15:30～16:30

地域の魅力を最大化する観光コンテンツ造成
～旅行者に選ばれる体験とは？～

山下真輝氏

（株式会社JTB総合研究所）

参考動画の公開（「地域観光新発見事業」成果発表会アーカイブ動画）



申請に当たって、観光コンテンツ造成、販路開拓、情報発信等に関して参考になる動画を掲載しておりますので、是非ご視聴いただき、事業計画等の策定にご活用ください。

（注）本動画は観光庁事業「地域観光新発見事業」成果発表会（令和7年1月29日開催）で制作した動画を、登壇者等の許諾を得た上で、活用するものです。

（注）申請前支援を活用することは必須ではありませんが、よりよい申請提案を行えるよう、**申請前支援を活用いただくことをお勧めします。**

採択後、主に5つの**事業実施支援**を実施します。

支援1 専門家によるオンラインセミナーの開催

様々なテーマ・業務領域の専門家によるセミナー等を開催します。

支援2 地域観光サポーターによるアドバイス

観光分野の専門家である「地域観光サポーター」によるアドバイスを通じて、地域の皆様と一緒に、課題解決のための支援を行います。

支援3 SNS等を活用した情報発信支援

SNS等を活用した情報発信支援を実施し、効果的なPRを提供します。

支援4 旅行会社等との商談会の開催

国内旅行会社や海外旅行会社との商談会を行う機会を設けます。

支援5 事業に関する個別相談の実施

事業進捗状況に合わせて、事業者からの個別相談に対応します。



(注) 現在予定している伴走支援等を紹介しています。事業実施期間内に、更に魅力ある伴走支援等を追加する場合があります。また、内容が変更になる場合もあります。

5. 申請手続及び採択事業者の選定

提出書類・提出方法

以下の提出書類を全て本事業サイトの申請ページより提出いただきます。締切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請してください。**締切時刻直前は申請ページへのアクセスが混み合うおそれがあります。締切直前の提出は極力避けるようご注意ください。**

様式	提出書類名	作成方法
様式1	事業計画書	記載内容につきましては、令和7年2月下旬公開の申請様式で確認してください。
様式2	費用積算書	
様式3	事業実施スケジュール	
様式4	事業概要	
様式5	市区町村の同意書	事業の実施予定エリアの全市区町村に、「市区町村の同意書」を作成いただく必要があります。（なお、実施主体が地方公共団体である場合は不要です。）

(※1) 申請ページより申請書類を提出いただきますが、様式1～様式3はシステム上への入力となります。令和7年3月3日以降、申請ページから入力してください。

(※2) 観光庁の他事業「地域観光新発見事業」で提出を求めていた「様式6 連携先の同意書」は本事業では不要とし、様式1において連携先の同意の有無を記載いただきます。

(注) 公募要領及び申請様式は、令和7年2月下旬に地域観光魅力向上事業サイトにて公開します。公募期間前から申請の準備をいただくことが可能です。

5. 採択事業者の選定：提出された書類を、五つの観点から審査します。

観点1 持続可能な観光地域づくりへの寄与

- 幅広く地域の関係者・事業者を巻き込んだ取組であり、観光地域づくりに貢献するものであること
- ターゲットとなる国内観光客やインバウンドを想定し、地域にとって経済効果の高い魅力的な観光コンテンツに磨きあげるものであること（域内調達率が高く、地域への経済波及効果が高いものであること）

観点2 独自性・新規性

- 単に地域の観光資源を活用するものではなく、地域独自の自然、歴史・文化や、暮らし等その地域ならではの要素を踏まえた独自性のある観光コンテンツを造成するものであること（他の地域との差別化が図られているものであること）
- これまで活用できていなかった地域の観光資源を新規に活用し、あるいは、既存の観光資源に新たな価値を付加することで、新たな観光コンテンツを造成するものであること

観点3 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想で観光コンテンツを磨きあげるものであり、観光客に本物の体験を提供することを目指すものであること

観点4 実施体制・持続性

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

観点5 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、観光による従業者の賃金上昇も伴うような、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

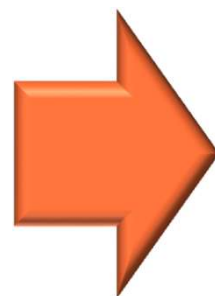
5. 採択事業者の選定：留意点

- 採択する案件の決定後、5月下旬を目途に、申請者に対して結果の通知を行います。
- 類型ごとの採択件数や都道府県ごとの採択件数は定めませんが、全ての採択案件の80%以上は地方部※となるよう優先採択します。（※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を除く地域）
- 他省庁事業等の活用状況があれば、採択に際して、その旨を審査において勘案します。
- 2025年日本国際博覧会実施期間内に、2025年日本国際博覧会に来場する観光客に対して観光コンテンツの販売を行う事業については、採択に際して、その旨を審査において勘案するとともに、採択後、速やかに交付決定を行うこととします。
- 費用積算書の作成において、各経費につき、原則として2者以上からの見積書を取得し、安価な方を見積もりを採用してください。交付申請時、2者以上からの見積書の提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

申請書類の受付期間

令和7年3月3日（月）～4月18日（金）正午

※切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。



事務局

詳細は本事業サイトにてご覧ください。

<https://miryoku.go.jp/>

